

1 個人情報保護に関する法律施行条例（原文縦書）

〔 令和 4 年 12 月 20 日 〕
〔 山口県条例第 40 号 〕

（趣旨）

第 1 条 この条例は、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（開示決定等の期限）

第 2 条 法第 82 条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から 15 日以内にしなければならない。ただし、法第 77 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、県の機関（議会を除く。以下同じ。）及び県が設立した地方独立行政法人（以下「実施機関」という。）は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第 3 条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から 45 日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

（手数料）

第 4 条 県の機関から保有個人情報の開示を受ける者又は法第 115 条（法第 118 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を県の機関と締結する者は、山口県使用料手数料条例（昭和 31 年山口県条例第 1 号）に定めるところにより、手数料を納入しなければならない。

（山口県情報公開・個人情報保護審査会への諮問）

第 5 条 県の機関は、次に掲げる場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、山口県情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第 66 条第 1 項の規定によって講ずべき措置の基準を定めようとする場合

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、県の機関における個人情報の取扱いに関する定めをしようとする場合

（開示、訂正及び利用停止の状況の公表）

第 6 条 知事は、少なくとも毎年 1 回、実施機関による保有個人情報の開示、訂正及び利

用停止の状況を公表しなければならない。

(実施機関への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行について必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(山口県個人情報保護条例の廃止)

2 山口県個人情報保護条例（平成13年山口県条例第43号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に旧条例第2条第2項に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員（同条第四項に規定する職員をいう。以下同じ。）である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧条例第2条第1項に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の取扱いに従事していた者に係る旧条例第8条の規定による職務上知り得た旧個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務及び次に掲げる者に係る旧条例第9条第3項（同条第4項の規定により準用する場合を含む。）の規定によるその業務に関して知り得た旧個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行前において旧実施機関が委託した旧個人情報の取扱いを伴う業務に従事していた者

(2) この条例の施行前において地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき県が公の施設の管理を行わせていた法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）及びその管理の業務に従事していた者

4 この条例の施行前に旧条例第10条第1項若しくは第2項、第21条第1項若しくは第2項又は第27条第1項若しくは第2項の規定による請求（以下「旧開示等請求」という。）がされた場合における旧個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに費用の負担については、なお従前の例による。

5 この条例の施行前にされた旧開示等請求に係る旧条例第12条第1項、第23条第1項若しくは第29条第1項の決定（前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下「旧開示等決定」という。）、山口県行政手続条例（平成7年山口県条例第1号）第6条の規定による旧開示等決定の拒否又は旧開示等請求に係る不作為に係る審査請求については、なお従前の例による。この場合において、旧条例第32条中「山口県情報公開審査会」とあるのは、「山口県情報公開・個人情報保護審査会」とする。

6 この条例の施行前に旧条例に基づき山口県情報公開審査会（以下「旧審査会」という。）にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは山口県情報公開・個人情報保護審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧審査会がした調査審議の手続は山口県情報公開・個人情報保護審査会がした調査審議の手続とみなす。

7 前項の規定により山口県情報公開・個人情報保護審査会にされたものとみなされる諮問に係る調査審議の手続については、なお従前の例による。

- 8 旧審査会の委員であった者に係る旧条例第36条第2項の規定による職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 9 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5項に規定する個人情報ファイルであって同項第1号に係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
 - (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
 - (2) 附則第3項第1号に掲げる者
 - (3) 指定管理者が行っていた公の施設の管理の業務に従事していた者
- 10 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報（旧条例第2条第4項に規定する公文書に記録されていたものに限る。）をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 11 この条例の施行前にした行為及び附則第8項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（山口県使用料手数料条例の一部改正）
- 12 山口県使用料手数料条例（昭和31年山口県条例第1号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略